

特別支援学校・特別支援学級の教科用図書採択について

- 1 特別支援学校の小学部、中学部・特別支援学級で使用する教科用図書は、各学校の教育課程に基づき選定する。ただし、選定希望の際には、次の事項に留意する。
 - (1) 小学校や中学校に準ずる教育課程による場合は、特別支援学校、特別支援学級（肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者）では、文部科学省検定済教科書を選定する。
 - (2) 特別支援学校や特別支援学級（知的障がい）において下学年の特別の教育課程による場合は、下学年の文部科学省検定済教科書を選定する。その場合、同じ教科用図書の重複採択や対象学年を逆転して選定することはできない。
 - (3) 特別支援学校（視覚障がい）においては、児童生徒一人一人の視覚障がいの状態等に応じて、点字教科書や拡大教科書、文部科学省検定済教科書を選定することができる。
 - (4) 文部科学省著作特別支援学校聴覚障がい者用教科書については、教科書目録に掲載のものを選定する。なお、文部科学省著作特別支援学校聴覚障がい者用教科書「言語指導」及び「言語」については、国語・書写とは種目が異なるため、検定教科書と併せて選定することができる。
 - (5) 学校教育法附則第9条第1項の規定による小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部で使用される一般図書（「拡大教科書等」を除く）については、以下「5」による。

*引用参考資料：学校教育法第34条、第70条、第82条、附則第9条
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第3条

2 文部科学省著作特別支援学校視覚障がい者用〔点字版〕教科書について

- (1) 文部科学省著作特別支援学校視覚障がい者用〔点字版〕教科書の小学部用については、原則として、令和6年度から現行の教科書を使用しているため、原則としてこの教科書（令和8年度使用教科書目録に掲載のもの）を給与すること。
- (2) 文部科学省著作特別支援学校視覚障がい者用〔点字版〕教科書の中学部用については、令和7年度から現行の教科書を使用しているため、原則としてこの教科書（令和8年度使用教科書目録に掲載のもの）を給与すること。
- (3) 学校教育法附則第9条第1項の規定による一般図書のうち、点字教科書発行者が発行する図書及びその給与時期は「令和8年度における義務教育諸学校用教科書の無償給与事務の適正な処理について（通知）」（文部科学省：令和8年2月2日付け7初教科第19号）のとおりであること。なお、同時に給与が行われていることとなっている分冊形態の一般図書〔点字版〕について、納入指示書への記載漏れがないよう特に注意すること。

3 文部科学省著作特別支援学校聴覚障がい者用教科書について

令和8年度使用教科書目録に掲載のものを給与すること。なお、文部科学省著作特別支援学校聴覚障がい者用教科書「言語指導」及び「言語」については、国語・書写とは種目が異なるため、検定教科書と併せて給与することができること。

4 文部科学省著作特別支援学校知的障がい者用教科書について

文部科学省著作特別支援学校知的障がい者用教科書を給与する際は、令和8年度使用教科書目録に掲載されたものを給与すること。

なお、給与に当たり、以下の点について注意すること

(1) 小学部用

「こくご☆」、「こくご☆☆」、「こくご☆☆☆」、「さんすう☆」、「さんすう☆☆(1)」、「さんすう☆☆(2)」、「さんすう☆☆☆」、「せいかつ☆」、「せいかつ☆☆」、「せいかつ☆☆☆」、「おんがく☆」、「おんがく☆☆」、「おんがく☆☆☆」は、第1学年から第6学年の間に児童の障がいの程度に即した教育課程に適合するよう使用することとし、使用開始学年及び使用年数は指定していない。

ただし、1冊(「さんすう☆☆」については(1)、(2)の2分冊)を1学年以上にわたって使用すること。なお、「さんすう☆☆(1)」、「さんすう☆☆(2)」は1冊を2分冊にしたものなので、2分冊同時に給与すること。

また、文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科書(小学部用)を使用する場合には、原則として同種目の検定教科書及び一般図書を給与することはできない。

(2) 中学部用

「国語☆☆☆☆」、「国語☆☆☆☆☆」、「社会☆☆☆☆」、「社会☆☆☆☆☆」、「数学☆☆☆☆」、「数学☆☆☆☆☆」、「理科☆☆☆☆」、「理科☆☆☆☆☆」、「音楽☆☆☆☆」、「音楽☆☆☆☆☆」、「職業・家庭☆☆☆☆」、「職業・家庭☆☆☆☆☆」は、第1学年から第3学年の間に生徒の障がいの程度に即した教育課程に適合するよう使用することとし、使用開始学年及び使用年数は指定していないこと。ただし、1冊を1学年以上にわたって使用すること。

また、文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科書(中学部用)を使用する場合には、原則として同種目の検定教科書及び一般図書を給与することはできないこと。

5 学校教育法附則第9条第1項の規定による小・中学校の特別支援学級(知的障がい)及び知的障がいのある児童生徒を教育する特別支援学校の小・中学部で使用される絵本本における留意事項

一般図書の給与を行うにあたっては、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程の特別支援学級においては、検定本、下学年検定本、☆本での学習をまず検討すること。知的障がいのある児童生徒を教育する特別支援学校においては☆本での学習を検討すること(図1)。

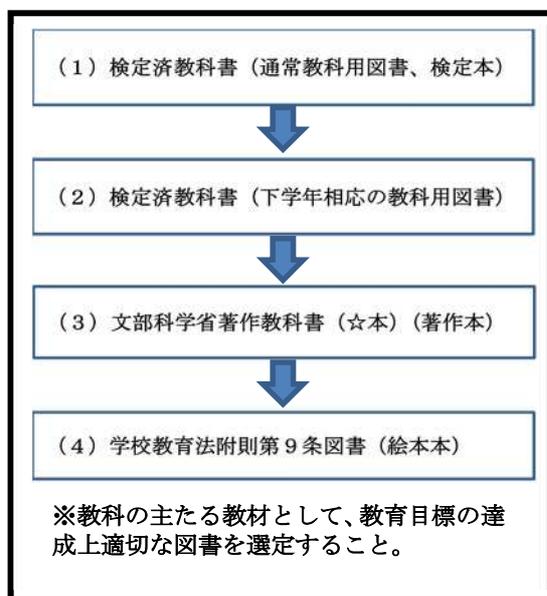
なお、一般図書の採択に当たっては以下の点に留意すること。

- (1) 知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科が示されている。発達期における知的機能の障がいも同一学年であっても、個人差が大きく、学力や学習状況も異なることから、小学部3段階、中学部2段階と段階を設けて示している。各段階の構成においても、前の段階を踏まえ、次の段階での学習に生かすことが明記されている。したがって、児童生徒の障がいの種類、程度、能力、特性を考慮した各教科の段階を踏まえ適切な図書を採択すること。
- (2) 給与にあたっては、過年度・他教科の給与履歴を含めて個々の給与実績を十分確認し同一図書を二重給与しないよう留意すること。中学校・中学部においては、小学校・小学部の給与履歴も確認すること。
- (3) 一般図書の書名には、類似のものが多く、「契約予定一覧」に記載された書名を省略せずに記入すること。また、納入指示冊数は、無償給与の対象となる児童・生徒数を的確に把握して決定し、過不足が生じることのないよう十分注意すること。

【2. 3に関する引用・参考資料】

「令和8年度における義務教育諸学校用教科書の無償給与事務の適正な処理について(通知)」
令和8年2月2日7初教科第19号)

(図1) 特別支援学校及び特別支援学級における教科書選定の考え方



(例) ☆本と絵本本における選定の考え方



*知的障がいの児童生徒を教育する特別支援学校の各教科において、各教科の段階に応じた☆本を選定することができる。次の段階において、☆本が難しい場合は、その段階に応じた絵本本を選定することができる。

[その他：選定のための留意事項]

○児童生徒の実態と次年度の教育課程を考慮し、教科用図書を決める。

○一度採択し給与した教科用図書は、2回採択給与することはできない。(二重給与)

○特別支援学級の特別の教育課程において、小学校・中学校の教育に準じて学年相応に教育課程を編成して実施している場合、下学年の教育課程を編成して実施している場合については、文科省検定済教科書もしくは下学年の文部科学省検定済教科書となる。

文部科学省著作教科書 (☆本) 及び一般図書については、知的障がいのある児童生徒が特別支援学校における知的障がいの各教科の段階を学ぶ内容で編成していることから、選定の際には、実施する特別な教育課程について十分に留意する必要がある。

(参考法令：義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第3条)

6 教科用図書採択個票について (※参考様式 教科用図書採択個票 参照)

(1) 特別支援学校や特別支援学級 (知的障がい) の児童生徒は、検定本以外の教科用図書を採択している場合がある。二重給与を防ぐために、教科用図書採択一覧表の作成をすること。

(2) 現在、教科用図書採択個票を作成している特別支援学級 (知的障がい)、特別支援学校は数多くある。様式を吟味し、継続して作成をお願いしたい。

(3) 教科用図書採択一覧表を作成にあたっては、下記の項目を必ず入れること。

・氏名 ・学年 ・発行者 ・教科等 ・図書名 (正確に) ・図書コード

学校教育法附則第9条に規定する絵本等の一般図書の採択について

1 採択図書について

- 「令和8年度使用学校教育法附則第9条に規定する教科用図書調査研究資料」の中から採択すること。

2 採択冊数基準について

学年 教科	小学部			学年 教科	中学部
	1年生	2～3年生	4～6年生		1～3年生
国語科	1	1	1	国語科	1
算数科	1	1	1	数学科 (算数科)	1
生活科等	1	2	3	社会科等 (生活科等)	3
	特別の教科 道徳（以下、道徳科） として採択する場合+1冊				特別の教科 道徳（以下、道徳科） として採択する場合+1冊
総冊数	3冊まで	4冊まで	5冊まで	総冊数	5冊まで
道徳科として採択する場合	4冊まで	5冊まで	6冊まで	道徳科として採択する場合	6冊まで

※ 「生活科等」は、知的障がい者を教育する特別支援学校小学部における「生活科」のほかに、「音楽科」「図画工作科」「外国語活動」を含む。

※ 「社会科等」は、知的障がい者を教育する特別支援学校中学部における「社会科」のほかに、「理科」「美術科」「音楽科」「保健体育科」「職業・家庭科」「外国語科」を含む。

※ 道徳科の教科書採択については、児童生徒の発達段階、学習状況に応じて、まず検定本（下学年を含む。）の採択を検討すること。

※ 中学部の生徒の障がいの程度に即した教育課程に適合するように小学部段階の著作教科書及び教科書用図書を採択することができる。ただし、「せいかつ☆」「せいかつ☆☆」「せいかつ☆☆☆」は、中学部の複数の教科が入っていることから採択はできない。（参考：令和7年2月付け6初教科第24号「特別の教育課程についての特例告示」（第2項）

参考様式

教科用図書採択個票

入学	平成 令和	年度	氏名	
----	----------	----	----	--

年度	学級	教科	発行者	図書コード	図書名
年度	年				
		組			
担任					個票記載者

年度	学級	教科	発行者	図書コード	図書名
年度	年				
		組			
担任					個票記載者

年度	学級	教科	発行者	図書コード	図書名
年度	年				
		組			
担任					個票記載者

年度	学級	教科	発行者	図書コード	図書名
年度	年				
		組			
担任					個票記載者